

第4章

今後5カ年の主要事業の 「量の見込み」と「確保方策」

◆第4章 今後5カ年の主要事業の「量の見込み」と「確保方策」

1. 教育・保育提供区域の設定

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「確保方策」を設定する単位である「教育・保育提供区域」は、利用者の入所・通園等の利用状況や通勤、日常の生活圏域等から、朝倉市全域を一つとして設定します。

ただし、放課後児童健全育成事業（学童保育）については、小学校毎の利用が基本のため小学校区単位とします。

2. 教育・保育提供体制の確保

(1) 教育・保育認定と教育・保育施設等について

子ども・子育て支援法では、保護者からの申請を受けた市町村が基準に基づき保育の必要性の有無を認定した上で、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を利用する仕組みとなっています。認定は、次の1～3号の区分で行われます。

〔認定区分と利用できる施設・事業〕

認定区分		子どもの年齢	保育の必要性の要件	施設・事業
教育標準時間認定	1号	3～5歳	なし	幼稚園・認定子ども園(特定教育・保育施設)、 確認を受けない幼稚園
	2号	3～5歳	あり (教育を希望)	幼稚園・認定子ども園(特定教育・保育施設)、 確認を受けない幼稚園
保育認定	2号	3～5歳	あり	保育所・認定子ども園(特定教育・保育施設)
	3号	0～2歳	あり	保育所・認定子ども園(特定教育・保育施設)、 特定地域型保育事業

特定教育・保育施設とは、幼稚園が子ども・子育て支援新制度による市の確認を受けて新制度に移行したもの、保育所（園）、認定子ども園をいいます。（確認を受けない幼稚園は認定を受ける必要はありません。）

特定地域型保育事業とは、届出保育施設等が子ども・子育て支援新制度による市の認可・確認を受けて地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業）を行うものをいいます。

なお、幼稚園が特定教育・保育施設に、届出保育施設等が特定地域型保育事業になるかどうかは事業者の任意となっています。

(2) 教育・保育施設の「量の見込み」と「確保方策」

朝倉市に居住する子どもの「量の見込み」は、現在の利用状況、アンケート調査による利用希望、対象年齢児童の人口推移等を踏まえて評価・設定しています。

また、「確保の内容」は、利用の定員、現在の利用状況等を踏まえて評価・設定しています。

なお、量の見込みと実際の需要に乖離が生じた場合は、弾力的に対応するなど適切な提供体制の確保を図るとともに、市域が広い地域の実情によっては、当該地域の需給状況により提供体制に不足が生じた場合は確保を図ります。

単位：人

平成27年度		計 左寄せ：教育 右寄せ：保育	1号認定	2号認定	3号認定		
			3歳以上	3歳以上	0歳	1・2歳	
			教育ニーズ		保育ニーズ		
量の見込み (A)		411 1,468	233	178	889	74	505
広域	受託 (B)	10	10				
	委託 (C)						
① 必要利用定員総数 [A+B-C]		421 1,468	243	178	889	74	505
② 確保の内容	特定教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)	0 1,455	0	0	889	88	478
	特定地域型保育事業	0	—	—	—	0	0
	確認を受けない幼稚園	555	377	178	—	—	—
過不足 ②-①		134 △ 13	134	0	0	14	△ 27
平成28年度		計 左寄せ：教育 右寄せ：保育	1号認定	2号認定	3号認定		
			3歳以上	3歳以上	0歳	1・2歳	
			教育ニーズ		保育ニーズ		
量の見込み (A)		413 1,463	234	179	894	79	490
広域	受託 (B)	10	10				
	委託 (C)						
① 必要利用定員総数 [A+B-C]		423 1,463	244	179	894	79	490
② 確保の内容	特定教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)	0 1,475	0	0	894	96	485
	特定地域型保育事業	0	—	—	—	0	0
	確認を受けない幼稚園	555	376	179	—	—	—
過不足 ②-①		132 12	132	0	0	17	△ 5
平成29年度		計 左寄せ：教育 右寄せ：保育	1号認定	2号認定	3号認定		
			3歳以上	3歳以上	0歳	1・2歳	
			教育ニーズ		保育ニーズ		
量の見込み (A)		417 1,469	239	178	900	85	484
広域	受託 (B)	16					
	委託 (C)	18	16		12		6
① 必要利用定員総数 [A+B-C]		433 1,487	255	178	912	85	490
② 確保の内容	特定教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)	12 1,514	12	0	918	99	497
	特定地域型保育事業	0	—	—	—	0	0
	確認を受けない幼稚園	555	377	178	—	—	—
過不足 ②-①		134 27	134	0	6	14	7

平成30年度		計 左寄せ:教育 右寄せ:保育	1号認定	2号認定	3号認定		
			3歳以上	3歳以上	0歳	1・2歳	
			教育ニーズ		保育ニーズ		
量の見込み (A)		395 1,392	226	169	854	64	474
広域	受託 (B)	16 14	16		11		3
	委託 (C)						
① 必要利用定員総数 [A+B-C]		411 1,406	242	169	865	64	477
② 確保の内容	特定教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)	12 1,514	12	0	918	99	497
	特定地域型保育事業	0	—	—	—	0	0
	確認を受けない幼稚園	555	386	169	—	—	—
過不足 ②-①		156 108	156	0	53	35	20
平成31年度		計 左寄せ:教育 右寄せ:保育	1号認定	2号認定	3号認定		
			3歳以上	3歳以上	0歳	1・2歳	
			教育ニーズ		保育ニーズ		
量の見込み (A)		384 1,362	220	164	835	65	462
広域	受託 (B)	16 6	16		6		
	委託 (C)						
① 必要利用定員総数 [A+B-C]		400 1,368	236	164	841	65	462
② 確保の内容	特定教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)	12 1,514	12	0	918	99	497
	特定地域型保育事業	0	—	—	—	0	0
	確認を受けない幼稚園	555	391	164	—	—	—
過不足 ②-①		167 146	167	0	77	34	35
提供体制、確保策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・教育については、今後の量の見込みに対し利用定員数は上回っており、提供体制は確保されています。 ・保育については、平成27年度に提供体制の不足がみられますが、それ以後の提供体制は確保されています。 ・量の見込みと実際の需要に乖離が生じた場合は、弾力的に対応するなど適切な提供体制の確保を図ります。 ・市域が広いため、地域の実情によっては当該地域の需給状況により提供体制に不足が生じた場合は、確保を図ります。 						
教育・保育の提供に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・質の高い幼児期の学校教育・保育を推進します。 ・幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な幼保小連携の取り組みを推進します。 ・幼児期の学校教育・保育を一体的に提供する認定子ども園については、認可基準を定め認可を行う県との連携に努め、事業者等に情報提供等を行います。 ・産後休業や育児休業後に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者に対し情報提供や相談支援等を行うとともに、施設及び事業者の理解促進を図ります。 						

3. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」

朝倉市に居住する子どもの「量の見込み」は、現在の利用状況、アンケート調査による利用希望等を踏まえて評価・設定しています。

また、「確保の内容」は、利用の定員、現在の利用状況等を踏まえて評価・設定しています。

なお、量の見込みと実際の需要に乖離が生じた場合は、弾力的に対応するなど適切な提供体制の確保を図るとともに、市域が広い地域の実情によっては、当該地域の需給状況により提供体制に不足が生じた場合は確保を図ります。

単位 人:年間の実利用人数、人日(回) ; 年間の延べ利用人数(回) 数

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
(1) 時間外保育事業(延長保育)	①量の見込み	648	646	640	614	598
	②確保の内容	648	646	640	614	598
	過不足②-①	0	0	0	0	0
	単位:人 提供体制、確保策の考え方	延長保育を実施している保育所(園)は10園あり、今後の量の見込みは、平成29年度までは平成25年度の利用実績を上回りますが、提供体制は確保されています。今後とも利用者のニーズに応えながら、適切な提供体制の確保を図ります。				
(2) 放課後児童健全育成事業(学童保育)	①量の見込み	513	505	515	568	563
	②確保の内容	513	505	515	568	563
	過不足②-①	0	0	0	0	0
	単位:人 提供体制、確保策の考え方	学童保育を実施しているのは13カ所、小学校区は11校区あります。小学校区別では、甘木小学校区、立石小学校区、蜷城小学校区、朝倉東小学校区の今後の量の見込みが、定員を上回っているため、環境整備を行う必要があります。市及び事業者の取り組みにより、提供体制の拡大を図ります。				
(3) 子育て短期支援事業(ショートステイ)	①量の見込み	19	19	19	19	19
	②確保の内容	19	19	19	19	19
	過不足②-①	0	0	0	0	0
	単位:人日 提供体制、確保策の考え方	ショートステイを実施している事業所は2カ所あり、今後の量の見込みに対する提供体制は確保されています。				
(4) 地域子育て支援拠点事業	①量の見込み	22,813	22,587	22,384	22,158	21,939
	②確保の内容	22,813	22,587	22,384	22,158	21,939
	過不足②-①	0	0	0	0	0
	単位:人回 提供体制、確保策の考え方	地域子育て支援拠点事業を実施しているのはセンター2カ所とひろば1カ所があり、今後の量の見込みは、平成25年度の利用実績を上回りますが、提供体制は確保されています。今後とも利用者のニーズに応えながら、適切な提供体制の確保を図るとともに、事業所の適正配置について検討する必要があります。				
(5) 一時預かり事業	①量の見込み	26,108	26,255	26,102	24,772	24,044
	②確保の内容	26,108	26,255	26,102	24,772	24,044
	過不足②-①	0	0	0	0	0
	【預かり保育】 単位:人日 提供体制、確保策の考え方	預かり保育を実施している幼稚園は5カ所(全園)あり、今後の量の見込みは、平成25年度の利用実績を上回りますが、提供体制は確保されています。今後とも利用者のニーズに応えながら、適切な提供体制の確保を図ります。				
【その他】	①量の見込み	3,632	3,596	3,537	3,386	3,284
	②確保の内容	3,632	3,596	3,537	3,386	3,284
	単位:人日 過不足②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方	一時預かりを実施している保育所(園)は 16 カ所(全園)あり、今後の量の見込みは、平成25年度の利用実績を上回りますが、提供体制は確保されています。今後とも利用者のニーズに応えながら、適切な提供体制の確保を図ります。
--------------	---

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
(6)病児・病後児保育事業 単位:人日	①量の見込み	142	142	142	142	142
	②確保の内容	142	142	142	142	142
	過不足②-①	0	0	0	0	0
	提供体制、確保策の考え方	病児保育事業を実施している事業所は1カ所あり、今後の量の見込みは、平成25年度の利用実績を上回りますが、提供体制は確保されています。今後は、ファミリー・サポート・センター事業による対応も推進します。今後とも利用者のニーズに応えながら、適切な提供体制の確保を図ります。				
(7)子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター) 単位:人日	①量の見込み	140	161	181	202	222
	②確保の内容	140	161	181	202	222
	過不足②-①	0	0	0	0	0
	提供体制、確保策の考え方	ファミリー・サポート・センターは1カ所あり、今後の量の見込みは、平成28年度以降は平成25年度の利用実績を上回りますが、提供体制は確保されています。今後とも依頼会員と援助会員とが円滑に相互援助できるよう支援します。				
(8)妊婦に対する健康診査 単位:人回	①量の見込み	4,590	4,590	4,590	4,590	4,590
	②確保の内容	4,590	4,590	4,590	4,590	4,590
	過不足②-①	0	0	0	0	0
	提供体制、確保策の考え方	安全な出産や健康な子の出生のため、引き続き、受診勧奨に努めます。				
(9)乳児家庭全戸訪問事業 単位:人	①量の見込み	270	270	270	270	270
	②確保の内容	270	270	270	270	270
	過不足②-①	0	0	0	0	0
	提供体制、確保策の考え方	対象となる乳児のいるすべての家庭を訪問します。				
(10)養育支援訪問事業 単位:人	①量の見込み	5	5	5	5	5
	②確保の内容	5	5	5	5	5
	過不足②-①	0	0	0	0	0
	提供体制、確保策の考え方	支援が必要と判断された家庭に対して、支援員が訪問し、支援や相談・助言などを行います。				
(11)利用者支援事業【新規】 単位:カ所	①量の見込み	3	3	3	3	3
	②確保の内容	3	3	3	3	3
	過不足②-①	0	0	0	0	0
	提供体制、確保策の考え方	子ども・子育て支援に関する相談援助、情報提供等を行うことで、それぞれの家庭の状況にあった施設や事業を円滑に利用できるような支援を本庁・各支所の窓口で行います。今後は、地域子ども・子育て支援事業を行う事業所など利用者の身近な場所での実施について検討します。				
(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】	提供体制、確保策の考え方	特定教育・保育施設等の利用に伴い日用品、文房具その他必要な物品の購入や行事参加費などの実費徴収がある場合に、世帯の所得状況等を勘案して補助をする事業です。今後国が示す事業内容・給付条件の詳細、市の財政負担、事業効果等を踏まえて、実施の必要性も含め検討します。				

<p>(13)多様な主体が本制度の参入することを促進するための事業【新規】</p>	<p>提供体制、確保策の考え方</p>	<p>特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究や特定教育・保育施設の等の設置・運営を促進するための事業です。 当該サービスの需給状況、今後国が示す事業内容の詳細、本市における事業効果等を踏まえて、実施の必要性も含め検討します。</p>
---	---------------------	---